

■新型コロナウイルス感染症への対応方針等について（第19報 R3.3.1現在）

《国の「緊急事態宣言」の解除に伴う、白川町の対応》

岐阜県が、2月28日をもって緊急事態措置区域から除外となりました。

しかしながら、感染拡大再発防止の観点から、これまでどおり感染予防対策を継続していかねばなりません。

このため、3月7日までは第18報による対応方針を継続いたします。

なお、3月8日以降の対応は、岐阜県の緊急事態対策に合わせてその都度見直しを行っていきます。

町民の皆さまには、引き続きの依頼となり大変ご迷惑をおかけしますが、ここで気を緩めることが無いよう個々でできる感染予防対策にご協力願います。

○町内小中学校について

別途、教育委員会から学校を通じて各家庭へ感染防止対策の徹底をお願いしています。

中学校の部活動は、3月7日(日)までは町内の生徒による町内での活動に限ります。

○町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター

町民会館・各地区ふれあいセンター等の利用については、サークル活動や各種団体の会議等の開催は、3月7日まで禁止とします。

◎福祉センター・林業センター

両センターの利用については、サークル活動や各種団体の会議等の開催は、3月7日まで禁止とします。

◎楽集館

マスク着用、手指の消毒等を徹底し、3密状態を回避するため、利用は図書の貸し出しに限定します。

滞在時間は60分程度とし、学習閲覧室、視聴覚室、会議室、企画展示室、常設展示室の利用はできません。

開館時間は午前9時から午後5時までです。

事前予約本のお渡しと電話予約による貸し出しサービスは引き続き実施しています。

○子どものスポーツ活動について

スポーツ少年団・スポーツリンクは、3月7日までは町内の子どもによる町内での活動に限ります。なお、活動は午後8時までとします。

手洗い、手指の消毒、使用後の施設の消毒清掃、必要に応じたマスクの着用等を徹底してください。3密状態を回避するため、人と人との距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いします。

○大人のスポーツ活動について

社会体育施設・学校開放施設・三川ドームの使用は、午後8時までとします。

3密状態を回避するため、人と人との距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いします。

また、こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒、ゴミの持ち帰り、使用後の施設の清掃消毒等を徹底してください。また、マスクを持参しスポーツを行っていないときや会話するときには着用をお願いします。

○子育て支援センターの対応について

町内の方のみの利用とし、電話予約が必要です。

○町の会議の持ち方、イベント開催についての考え方

これまでどおり必要な会議については、感染防止策を講じた上で開催する方針ですが、延期することもその都度検討します。

※町以外の団体等が主催するイベント・会議等についても、開催の必要性を十分検討の上、開催される場合は、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。